

地域脱炭素交付金等の延長について

【担当省庁】総務省、環境省

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けては、自治体の取組も重要であり、令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、地方公共団体は「その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する」こととされている。

小規模自治体も含めて、自治体が総合的かつ計画的な施策を推進するためにも、以下の支援等をいただきたい。

○地域脱炭素推進交付金について

採択に至っていない京都府内自治体もあることから、**令和8年度以降も継続いただきたい**

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業について

公共施設への再エネ設備や蓄電池等の導入は地域のレジリエンス強化に資することから、**令和8年度以降も継続いただきたい**

○脱炭素化推進事業債について

政府実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標を踏まえ、京都府内自治体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、**令和8年度以降も継続いただきたい**

【現状・課題等】

■地域脱炭素推進交付金について

重点対策加速化事業については、事業採択は令和7年度で終了となる。今後申請を検討又は申請したものの、採択に至っていない府内市町村もあり、地域脱炭素を図るためには、本交付金の継続が必要。

■地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業について

気候変動影響による被害の防止・軽減等、安全・安心で持続可能な社会を構築するという適応の観点からも、レジリエンス強化につながる本補助金の継続が必要。

■脱炭素化推進事業債について

府内自治体が定める地方公共団体実行計画（事務事業編※）において、政府実行計画における2030年度50%削減目標（2013年度比）を踏まえた目標を掲げているが、財源確保が困難な自治体において目標を達成するためには、本起債の継続が必要。

※事務及び事業に関し、自治体の活動に伴う温室効果ガス削減を定める計画

京 都 府 の担当課	総務部 自治振興課(075-414-4445) 総合政策環境部 脱炭素社会推進課(075-414-4831)
---------------	---

【国の事業等】

■温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

- ▶ 地方公共団体は、単独で又は共同して、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。

■予算〔総務省・環境省〕

- ▶ 地域脱炭素推進交付金 R7：38,521 百万円（R6 補：36,500 百万円）
意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援。
- ▶ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 R7：2,000 百万円（R6 補：2,000 百万円）
公共施設等への再生可能エネルギー設備等*の導入を支援。
*再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム、附帯設備（蓄電池、充放電設備、自営線、熱導管等）及び省 CO2 設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等
- ▶ 脱炭素化推進事業債 90,000 百万円
地方公共団体が、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、地方財政措置を実施。

【京都府の取組】

■京都府地球温暖化対策推進計画

- ▶ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、2030 年度までに温室効果ガス排出量 46%以上削減（2013 年度比）を目指している。（2022 年度▲20.2%）
- ▶ 併せて、再エネ導入を積極的に促進。

項目	目標(2030 年度)	実績(2022 年度)
再エネ発電電力量※	25%以上	11.2%
再エネ電力使用量※	36～38%	18.3%

※いずれも府内の総電力需要に占める割合

■再生可能エネルギー導入加速化事業費 750 百万円

太陽光発電など再生可能エネルギーの更なる導入及び活用の拡大に向け、家庭や事業者のニーズに応じた発電設備等の導入に対する支援を実施。

■省エネ型ビジネス促進事業費 24 百万円

2050 年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、サプライチェーンの脱炭素化に向けたアドバイザー派遣や省エネ診断、設備更新補助等により、府内企業の排出削減を支援。